

## 令和6年度第4回海老名市都市計画審議会 会議録

### ・議案(1) 海老名都市計画土地地区画整理事業の変更について【諮問】

会長	それでは、「海老名都市計画土地地区画整理事業の変更」について、事務局から説明願います。
事務局	(資料1-1に基づき説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。 議題1につきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
A委員	1点目に、変更理由について「本区域内に整備する公園等の利用に資するため」とあるが、具体的にはどのような影響があるのか。 2点目に、どのような改修方法がとられるのかを伺います。
市街地整備課	1点目の影響についてです。中新田丸田地区においては、近隣公園の他、商業施設や住宅等が設けられるなど、新しくまちができることで、歩行者の増加が想定されます。そうした中でこの水路の上部に歩道を設けることで、より良いまちづくりができるものと考えています。 2点目の改修方法についてです。現状は、石積による水路が構築されています。改修方法としては、石積を一部取り壊して、ボックスカルバートを利用する予定です。
B委員	ボックスカルバートはどのくらいの寸法ですか。
市街地整備課	幅約3m、深さ約2mです。
A委員	現状の水路の断面と比べ、小さくなるのではないのでしょうか。
市街地整備課	現在の水路断面は、幅約5.5m、深さ約2mです。石積からボックスカルバートに変更することで流量的な抵抗が小さくなるので、小さい断面でも多くの水量が流せます。
A委員	本区域を含め、かつて田であった土地の整備が進むことで、雨水の調整機能が失われていくことを危惧しています。実際に河川改修されている永池川でも、集中豪雨によって氾濫しています。時間100mmを超える豪雨も想定されるので、本地区に限らず排水エリアの見直し等、市全体の排水計画を改める必要があるのではないのでしょうか。
幹事	中新田丸田地区については、近隣公園に調整池を設け、雨水の流出を抑制する予定です。また、市全体の排水計画については、現状は時間50mmで考えたものになっていますが、当地区ではできる限りの工夫をし、対応していきたいと考えています。
A委員	これからのまちづくりに伴い、排水機能や調整能力を考慮した市全体の将来的な排水計画が求められると思います。できるだけ早く整備してほしいと思います。
幹事	時間100mm程度の豪雨も想定されるので、内水の処理については、集中的に対

策を講じることをしています。調整池で雨水を溜めることで、流下量を抑えるなどもその対策の一つです。その他、ボックスカルバートや側溝に関する対策を市内各地で着実に進めている状況です。

C委員

近隣公園や歩道の整備等については非常に賛成です。土地所有者とも協議をしながら、進めてもらいたいと思います。また意見として、地域全体の歩道計画を立てるのはいかがでしょうか。具体的には、さつき町と中新田丸田地区を結ぶ、上郷と大谷杉久保を結ぶ、厚木駅周辺の小田急線の高架下を整備するなど地域のネットワークを繋ぐことをイメージしています。すぐには難しいかもしれませんが、まちの潤いや快適性に繋がるような計画を作成してもらえたら幸いです。

幹事

市全体の歩道については、都市マスタープランやその関連計画である緑の基本計画で、近隣公園や都市公園の配置、緑の総量をどうするかなどを定めており、それに基づいて事業を進めています。今後、様々な面で潤いや快適性は重要になると考えます。一方、財源が必要になるため、どれだけ費用をかけられるか、どのような手法で行うか等の難しい課題もあります。委員のおっしゃることは、ご意見として賜りますが、諸事情もありますので、長期的な目で見えていただきたいと思えます。

D委員

本事業の変更内容について、面積が0.1ha大きくなっていますが、土地区画整理事業全体の予算には影響がありませんか。

市街地整備課

事業計画の変更手続きを進めているところで、その中で事業費の増額も併せて行う予定です。

C委員

負担について、保留地処分金上がるのか、減歩率が上がるのかを伺います。

市街地整備課

現在、今回の計画と併せて、他の見直しも行っており、保留地処分金と減歩率については同程度となっています。市の助成額は増えている状況ですが、今回の変更による土地区画整理事業としての価値上昇、地権者へのメリット拡大に伴い、地権者にも相応の負担をしていただいています。

E委員

今回の変更によって、歩きやすさや過ごしやすさが向上することは良いと思います。一方で、これまでの田園地域で、自然を感じられる景観がなくなってしまうことは残念です。新しくできる公園で補っていただき、また新たな歩道では、自転車やベビーカー、車イス等が通ることも考えて、より良いものを作っていただきたいと思えます。

市街地整備課

多くの木を植えるなど、自然環境も意識しながら検討を進めています。また水路上についても、約5mある幅員すべてを歩道にするわけではなく、植栽や休憩場所を設けるなど、誰もが使いやすい快適な歩行空間ができるように整備していきたいと思えます。

会長

ほかにご意見ありますでしょうか。  
ないようでしたら、本件については諮問されております。  
「海老名都市計画土地区画整理事業の変更」については、原案どおりということで、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし

会長

ありがとうございます。  
それでは、原案に異議がない旨、答申することといたします。

## 令和6年度第4回海老名市都市計画審議会 会議録

### ・議題（2）その他

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例等の廃止について【情報提供】

会長

それでは、「海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例等の廃止」について、事務局から説明願います。

事務局

本件につきましては、説明者として出席している環境政策課よりご説明いたします。

（資料2に基づき、環境政策課より説明）

会長

担当課からの説明が終わりました。

情報提供ではございますが、これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。

A委員

宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域について、市ではどういった地域にどのくらいの面積が該当するのかを伺います。

説明者

令和7年4月1日の神奈川県告示により、海老名市全域が宅地造成等工事規制区域に指定される予定です。特定盛土等規制区域は指定なしとなる見込みです。

A委員

市での過去の申請件数と許可件数を伺います。

説明者

直近の約10年間で許可まで至ったケースはありません。2,000㎡を超える場合や農地転用による造成等については、他法令に基づく許可対象となり、本条例の適用除外となるため、申請件数が少なかったものと思われます。なお、現在1件相談が来ている状況です。

A委員

「条例等」と記載がありますが、「等」の中身について伺います。

説明者

条例の他に、施行規則があるため、「条例等」としています。

会長

本件に関しては、情報提供となりますので、これで終わりとさせていただきます。本日の議事は以上となります。

長時間にわたり、議事進行にご協力いただきありがとうございました。